

東京都医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業
補助金交付要綱（診療所・訪問看護ステーション支援）

制定 令和8年4月13日付7保医医政第2400号

第1 目的

本要綱は、東京都医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱（令和8年2月19日付7保医医政第2032号。以下「実施要綱」という。）の規定に基づいて行う、東京都医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業補助金（以下「補助金」という。）のうち、「令和8年度（令和7年度からの繰越分）医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施について」（令和8年2月26日付医政発0226第11号及び医薬発0226第2号厚生労働省医政局長及び厚生労働省医薬局長通知）に規定のある医療機関等への交付に関して必要な事項を定め、事業の適切な運営を図ることを目的とする。

第2 交付対象医療機関等

1 診療所等賃上げ支援事業

(1) 本補助金の交付対象者

実施要綱第3の1の(1)及び(5)に掲げる医療機関等（以下「対象医療機関等」という。）であって健康保険法（大正11年法律第70号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある医療機関等のうち、以下のいずれかの要件に該当する者とする。

- ア 令和8年3月1日時点で別表1に掲げるベースアップ評価料のいずれかを届け出ている者
- イ 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く。）を行う職員のみ診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する者

(2) 本補助金による賃上げ支援の対象者

対象医療機関等の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。以下「対象職員」という。）であり、次に掲げる者以外を賃上げ支援の対象者とする。

- ア 対象医療機関等の管理者
- イ 対象医療機関等を開設する法人の理事長
- ウ 対象医療機関等を運営する個人事業主

(3) 賃金改善の内容

原則として、本補助金を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。

ただし、賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象

職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4か月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することができるが、その場合は令和8年4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこと。

なお、賃金改善の実施に当たっては以下の点についても留意すること。

- ア 令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0パーセントを上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0パーセントを上回る部分に補助金を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。
- イ 賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。
- ウ 定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源として行っている部分に充てることができない。
- エ 本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させてはならない。また、一部の対象職員に本事業による賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分を行ってはならない。ただし、補助対象機関の実情に応じて、職種ごとに傾斜配分することは差し支えない。
- オ 現在、ベースアップ評価料の対象とされていない職種の賃金改善にも配分することはできる。

2 診療所等物価支援事業

本補助金の交付対象者は、実施要綱第3の2の（1）に掲げる医療機関であって健康保険法上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある医療機関とする。

第3 交付額の算定方法

本補助金の交付額は、別表2のとおりとする。

第4 交付申請及び実績報告

- 1 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請兼実績報告（別記第1号様式又は別記第2号様式）を記入の上、知事が定める期日までに申請を行うものとする。なお、別記第2号様式については、診療所等賃上げ支援事業を申請する場合に限る。
- 2 以下のいずれかに該当する者は、第2の規定にかかわらず申請することができない。
 - （1）令和8年1月1日時点で廃院・廃止している場合（本補助金の申請時点で同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している場合を含む。）。ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、知事がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。
 - （2）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当する場合

- (3) 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者が法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者又は構成員として存在する場合

第5 交付決定及び補助金の額の確定

知事は、第4の規定により交付対象者から交付申請兼実績報告に係る申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、申請内容を適正と認めたときは、補助金の交付決定及び交付すべき額の確定を行い、速やかに申請者に通知するものとする。

第6 申請の撤回

申請者は、第5の規定による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、交付決定の日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

第7 交付の条件

この補助金の交付の決定には、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に基づき、次の条件を付けるものとする。

1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- (2) (1)の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限るものとする。
- (3) 知事は、(1)の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。
- ア 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- イ 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- (4) (3)の補助金の額のア又はイに掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、(1)の規定による取消に係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。
- (5) 第5の規定は、(1)の規定により措置した場合について準用する。

2 承認事項

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が次のいずれかに該当する場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要事項を書面により知事に報告しなければならない。
- (2) (1) の報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、補助事業者は直ちにその指示に従わなければならない。

4 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことができる。

5 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告書及び地方自治法第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずる。
- (2) 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。
- (3) (2)の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、知事は、7(3)の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

6 調書の作成

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

7 決定の取消

知事は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、速やかに補助事業者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件、当該条件に基づく命令、交付要綱又はその他法令に違反したとき。
- (4) 補助金の交付を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止したとき。ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であつて譲受先において引き続き診療を継続している等、知事がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

8 補助金の返還

知事は、7の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合には、知事の指示するところにより、その補助金の返還を命ずることができる。

9 違約加算金及び延滞金

- (1) 8の規定により、知事が補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返納した場合におけるその後の間について

ては、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(2) 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

10 違約加算金の計算

(1) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における9(1)の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

(2) 9(1)の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

11 延滞金の計算

9(2)の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

12 他の補助金等の一時停止等

補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

第8 申請のみなし取下げ

知事が第4の1に定める交付申請兼実績報告書を受け付けた後、申請内容に不備があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。また、申請に係る内容の不備による振込不能等があり、都が補正を求めたにもかかわらず、その内容等の補正が行われず、支払ができなかったときも同様とする。

附 則

この要綱は、令和8年4月13日から施行する。

別表 1

ベースアップ評価料の区分
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
歯科外来・在宅ベースアップ評価料
入院ベースアップ評価料（医科）
入院ベースアップ評価料（歯科）
訪問看護ベースアップ評価料

別表 2

医療機関等区分	基準単価	
	診療所等賃上げ支援事業	診療所等物価支援事業
有床診療所	1床当たり72,000円（※1）	1床当たり13,000円（※2）
無床診療所 歯科診療所	1施設当たり150,000円	1施設当たり170,000円
訪問看護ステーション	1施設当たり228,000円	—

※1 使用許可病床数が2床以下の場合は1施設当たり150,000円とする。

※2 使用許可病床数が13床以下の場合は1施設当たり170,000円とする。